

平成 22 年 12 月 6 日

優良圧接会社認定制度改正、規定及び実施細則の件

公益社団法人 日本鉄筋継手協会
優良圧接会社認定委員会

<改正の要点>

平成 22 年度の優良圧接会社認定改正の要点は次のとおりである。

- (1) 優良圧接会社の認定レベルの相対評価を絶対評価にすることによって、認定会社の品質レベルを平準化する。
- (2) 新しい審査システム（審査記録、審査報告書による審査）の導入により、指摘事項や審査レベルの不統一を解消する。
- (3) 審査時の指摘事項を審査記録として作成することにより、審査後の是正に対応し易くする。
- (4) 認定に至らない場合の「認定の保留」の導入による指摘事項の是正によって、認定を早期に取得し易くする。

<詳 細>

1. 申請に必要な提出書類

(1) 認定審査に必要な項目をほぼ現状同様として、認定に必要な提出書類を現在の 21 書類から峻別及び統合を行い、16 書類とした。

(2) 現地審査時に確認する書類

現地審査を徹底するため、現在の 10 書類から報告書、記録、チップソーの購入伝票及び使用枚数を追加し、14 書類とした。

2. 認定の適用範囲

GP、AGP、HTを明確に区別し、申請区分における認定の適用範囲を明確にした。

3. 申請手続き

煩雑な申請状況を改善するため、申請会社チェック表を新たに様式に追加し、申請内容を申請会社自身が確認するようにした。

4. 認定の有効期間

今回、「判定」に「認定の保留」を定めたことにより、新規認定及び更新認定の有効期間を保留の期間を除く期間とする。

<例>

通常 3 年間の場合の認定 2010.1.1.～2012.12.31

保留の期間がある場合の認定（保留期間 6 カ月の場合） 2010.7.1～2012.12.31

5. 審 査

審査員が行う現地審査の審査時間を確保するため、提出書類の文章上の不備を事前に指摘して申請会社に改善を促す書類の事前確認を新たに追加した。

6. 審査記録

申請会社の是正が早期に行えるよう、審査後に審査員と申請会社で是正指摘事項を相互に確認するため、新たに審査記録を作成し、現地審査の最後に審査員から申請会社に手渡すこととした。

7. 審査時の是正期間

審査の軽微な指摘事項が、早期に是正できるように、現在の2週間を3週間とする是正期間の延長を行った。

8. 評価方法

現在、認定の可否の評価は相対評価となっていることを見直し、絶対評価の項目を設定し、認定会社の品質レベルを一定以上とする。

- (1) 圧接施工体制の審査基準すべてを絶対評価とした。
- (2) 品質管理体制の審査基準の最重要及び重要項目について絶対評価とした。
- (3) 品質管理能力の審査基準すべてを絶対評価とした。

9. 審査報告書

現在の審査結果報告書に代って、審査記録及び是正報告書の内容を勘案して作成する審査報告書とした。

10. 認定等の通知

- (1) 認定等結果通知書及び是正指摘事項承諾書を様式化し、申請会社に結果を早期に伝達できるようにするとともに、申請会社が是正内容の受入れを確約するようにした。

11. 認定の保留

- (1) 現在、認定不可の判定にて対応している長期の是正について、申請会社に再審査の機会を与えるため、新たなシステムとして、今回認定の保留を判定項目に追加した。

<認定規定 16.評価（抜粋）>

- (3) 認定に関する審査基準が満たされない場合において、委員会が定めた期日までに是正可能と判断された場合、「認定の保留」とする。
- (2) 認定の保留に対する是正

申請会社には是正する意思があり、委員会が定めた期日までに是正を完了して報告する流れを整理し、是正指摘事項承諾書、是正報告書を様式化して、是正方法を明確にした。

12. 認定の取消し

現在、更新認定において認定不可が決定した場合、認定日まで認定を認めていたが、理事会が認定管理委員会の答申を承認した日より認定取り消しとする。

以 上